

令和7年度スタートアップインキュベーション/アクセラレーションプログラム
運営事業業務委託 業務仕様書

1 目的

本業務は、三重県におけるスタートアップエコシステムを構築するための事業の一環として、新たに創業するスタートアップのビジネスモデル形成や事業転換（第二創業）で更なる成長をめざす事業者の新規事業創出に係る事業計画の策定支援等を行い、持続可能な事業開発、経営ができる企業の創出を目的とする。

2 委託事業名

令和7年度スタートアップインキュベーション/アクセラレーションプログラム
運営事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託業務の内容

（1）各プログラムの実施

（実施概要）

- ・ 新たに創業するスタートアップや事業転換（第二創業）で更なる成長をめざす事業者（以下「スタートアップ等」という。）を対象とし、創業経験者等によるメンタリングを通じてビジネスプランのブラッシュアップを図るとともに、投資家や事業連携先等に対する効果的な事業PRの手法等の習得を支援する。
- ・ 併せて、事業説明会や成果報告会を開催し、みえスタートアップ支援プラットフォーム参画機関やスタートアップ、ベンチャーキャピタル（VC）等との交流を促進し、新たなビジネスパートナーの獲得、経営者同士のネットワーク拡大等を図る。

（受講対象者）

- ・ 新たに事業を立ち上げたい方には、インキュベーションプログラムを、すでに事業を立ち上げ、黒字化や資金調達等によりさらなる成長をめざすスタートアップ等にはアクセラレーションプログラムを実施することとし、内容は以下の①から④のとおりとする。

① 事業説明会

- ・ スタートアップ等への機運醸成を図るとともに潜在層を含め起業もしくは新規事業開発に関心がある方を広く集め、本業務の目的やスケジュール等の全体を説明する。同日に個別相談会を原則対面で実施することとする。
- ・ なお、インキュベーションプログラムとアクセラレーションプログラムの説明会は同日同会場で開催することとし、公共交通機関によるアクセスが可能な会場で開催することとする。

② インキュベーションプログラム

（ア）受講対象者

- ・ 県内での事業の立ち上げを目指す起業家や新規事業の開発を進める経営者等（既存企業内での業態転換・新規事業立ち上げ予定の方を含む）

(イ) セミナー及びワークショップ（以下「セミナー等」という。）

- ・ セミナー等を原則対面で3回以上開催することとし、受講対象者の起業アイデアの事業化や事業計画の策定に繋がるような内容とする。
- ・ 1回あたりの講師は2名、開催時間は概ね2～3時間程度とし、ワークショップ形式をとるなど双方向型（事前課題を設定し、その内容をディスカッションする等）の内容とすること。
- ・ また、各回セミナー等において、受講対象者に対して、想定顧客へのヒアリング、市場調査や事業のブラッシュアップ等の課題を課し、受講後にファーストカスタマーや資金調達先等に対して事業内容等を提案できるような熟度にまで高める内容となるよう努めること。
- ・ 各回セミナー等は、スタートアップ起業や第二創業等の経験がある方やスタートアップ支援の経験が豊富な方等、適切な講師を選定し、その内容（講師含む）について事前に県と協議した上で、当日の運営を行うこと。

(ウ) メンタリング

- ・ 個別にメンタリングの機会を設定し、事業の進捗状況を把握するとともに、必要な助言を実施すること。
- ・ 各受講対象者4回以上（1回あたり30分～1時間程度）実施し、結果の概要を定期的に県へ報告することとする。
- ・ 原則オンラインでの実施とするが、セミナー等と合わせて対面で実施するなど、メンタリングがより効果的に実施できるよう努めること。
- ・ 受講対象者の事業内容に対して、多様な事業領域に対応できるスタートアップ起業や第二創業等の経験がある方やスタートアップ支援の経験が豊富な方等をメンターとして適切に配置すること。

③ アクセラレーションプログラム

(ア) 受講対象者

- ・ すでに事業を立ち上げ、黒字化や資金調達等によりさらなる成長をめざす県内企業の経営者等

(イ) 伴走支援

- ・ プログラム参加後から成果報告会までは月に1回以上（1回あたり30分～1時間程度）ミーティングを実施する。
- ・ ミーティングでは、事業の進捗確認やニーズ検証に係る課題等を情報共有した上で、事業が円滑に進むようアイデア出しや議論等を行い、結果の概要を定期的に県へ報告することとする。
- ・ ミーティングに限らず、コミュニケーションツールを活用した人材の紹介等、各受講対象者の進捗状況に応じて必要な伴走支援を行うこと。

(想定する伴走支援内容)

- ・ 事業会社や VC、研究機関等、特に県内に所在する企業・機関等へのネットワーク構築
- ・ 事業会社等との協業支援
- ・ プロダクトの試作や開発、初期量産等に必要なサプライヤー企業の発掘及びネットワーク構築
- ・ 国内外の技術動向分析、マーケティングレポート等ビジネス環境調査支援
- ・ その他、補助金申請や日々の業務上の課題の相談への対応 等
- ・ スタートアップの定例ミーティングには可能な限り県の職員が同席することとし、県内の事業会社やサプライヤー企業、金融機関、研究機関、公的機関等への紹介を県とともに支援する。

(ウ) メンタリング

- ・ 個別にメンタリングの機会を設定し、事業の進捗状況を把握するとともに、必要な助言を実施すること。
- ・ 各受講対象者4回以上（1回あたり30分～1時間程度）実施し、結果の概要を定期的に県へ報告することとする。
- ・ 原則オンラインでの実施とするが、進捗状況に応じて、対面で実施するなど、メンタリングがより効果的に実施できるよう努めること。
- ・ 受講対象者の事業内容に対して、多様な事業領域に対応できるスタートアップ起業や第二創業等の経験がある方やスタートアップ支援の経験が豊富な方等をメンターとして適切に配置すること。

④ 成果報告会

- ・ 原則対面で開催し、受講対象者による成果発表（以下「ピッチ」と言う。）と受講対象者や観衆（オーディエンス）とのネットワーク構築に資する交流会を含めた2部構成とする。
- ・ 成果報告会の内容を記録するために録画・編集をすること。

(ア) ピッチへの登壇者等について

- ・ 登壇者の目標数は、インキュベーションプログラム10者程度、アクセラレーションプログラム5者程度とする。
- ・ ピッチへの登壇希望の有無はメンタリング等の実施期間中に確認することとし、県と受託者、メンタリングで指導したメンター等で協議のうえ、登壇者の選定を行うこととする。
- ・ ピッチに対する講評者（コメンテーター）は3者程度とする。
- ・ 登壇者の資金調達や今後の事業展開につながるよう、講評者（コメンテーター）以外に観衆（オーディエンス）として支援者等を10者以上集客すること。

(イ) ネットワーク構築に資する交流会

- ・ 成果報告会の場にいる者が交流し、ネットワーク構築を円滑に行うことができるよう工夫すること。

(ウ) アンケート

- ・ 来場者に対するアンケートを実施すること。

(受講対象者の募集及び選定)

- ・ みえスタートアップ支援プラットフォーム参画機関、その他スタートアップ支援機関、大学・高等専門学校（高専）等と連携し、SNS広告、チラシ、インターネットホームページ等を活用して受講対象者を募集する。募集期間を十分に取し、受講対象者の発掘に努めること。なお、募集に使用するツールについては、事前に県と協議すること。
- ・ SNS広告及びチラシ配布については、事業説明会（受講対象者募集）時、成果報告会告知時に行うこととする。
- ・ 受講対象者の選定にあたっては、応募書類に基づく書類審査や面談（オンラインも可とする）等による審査を実施する。なお、審査にあたっては、事前に県と協議すること。

(受講対象者の目標数)

- ・ インキュベーションプログラムは、10者以上とし、アクセラレーションプログラムでは、5者以上とする

(開催日時)

- ・ 開催期間は、契約締結日から令和8年3月19日（木）までとし、具体的な日時については、県と受託者が協議して決定する。

(その他)

- ・ メンタリング期間以外も、受講対象者から事業のブラッシュアップ等に関する個別相談があった際に対応できるよう、多様な事業領域に対応できるスタートアップ企業や第二創業等の経験がある方やスタートアップ支援の経験が豊富な方等を配置しておくこと。
- ・ 本業務の受講対象者、講師、メンター等の関係者が、常時、コミュニケーションやディスカッションをできる仕組み（コミュニケーションツールの設定等）を整えること。
- ・ 受講対象者の募集と受付、各回のセミナー等、メンタリング、その他事業のブラッシュアップ等に係る講師の調整やメンター等の手配、アンケート実施と集計に係るすべての事務は、本業務に含むものとする。
- ・ 本業務の実施状況は逐次情報発信し、支援するスタートアップ企業のプロモーションや起業家マインド醸成につなげること。
- ・ プログラム受講対象者に対するアンケートを実施すること。
- ・ Web サイトについては、原則、令和6年度に作成したページ
(<https://tokowaka-reborn.pref.mie.lg.jp/>) を使用することとする。

- ・ 本事業のWebサイトを構築するにあたり、ドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン（pref.mie.lg.jp）を使用すること。
ただし、本事業受託事業者が運営するWeb サイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。
- ・ 令和6年度に作成した本事業Webサイトの管理については、同年度受託事業者よりドメインを引き継ぐこと。
また、引き継いだWebサイト上で、そのWebサイトの停止及び令和7年度に使用するWebサイトの案内をすること。

（２）委託業務実績報告書の提出

受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

① 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、電子データ（Word、Excel、PowerPoint、MP4）と紙（A4両面）１部を提出するものとする。

② 提出資料

- ・ 業務全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真及び編集された映像（MP4）等の記録を含む）
- ・ 受講対象者名簿
- ・ アンケート結果

③ 提出期限

履行期限である令和8年3月19日（木）までとする。

５ 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

６ 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

７ 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ③発注者に報告すること。
 - ④業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (10) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。